

独立行政法人監査における

監査報告書の文例

平成24年4月10日

改正 平成27年4月14日

日本公認会計士協会

一目 次一

	項
I はじめに	1
II 本実務指針を利用するに当たっての留意事項	3
III 無限定適正意見を表明する場合の監査報告書の文例	4
1. 監査報告書の様式及び記載内容	4
《(1) 表 題》	5
《(2) 宛 先》	6
《(3) 会計監査人の署名》	7
《(4) 監査報告書日》	8
《(5) 監査報告書の記載区分について》	9
《(6) 財務諸表に対する意見における記載区分》	14
《(7) 利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告における記載区分》	17
《(8) 監査事務所の所在地》	19
《(9) 法規準拠性》	20
《(10) 利害関係》	22
《(11) 監査における経済性及び効率性等の視点（監査報告書の対象外）》	23
2. 勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表に関する監査報告書	24
《(1) 監査の対象》	24
《(2) 監査意見》	25
3. 連結財務諸表に関する監査報告書	27
IV 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書	28
1. 除外事項付意見の類型	28
2. 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の様式と記載内容	29
《(1) 除外事項付意見の根拠区分》	29
《(2) 意見区分》	31
《(3) 限定付適正意見又は不適正意見を表明する場合における監査人の責任の記載》	32

《(4) 意見を表明しない場合における監査人の責任の記載》	33
《(5) 勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表に関する監査報告書における取扱い》	34
《(6) 連結財務諸表に関する監査報告書における取扱い》	37
V 追記情報を記載する場合の監査報告書の文例	38
1. 強調事項とその他の事項区分	38
《(1) 追記情報》	38
《(2) 強調事項区分》	40
《(3) その他の事項区分》	41
《(4) 監査した財務諸表が含まれる開示書類のその他の記載内容について識別した重要な相違》	42
《(5) 監査報告書における記載箇所》	44
2. 継続企業の前提	45
3. 後発事象	47
《(1) 定義》	47
《(2) 期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象》	48
4. 事後判明事実	49
《(1) 監査報告書日の翌日から財務諸表の発行日までの間に会計監査人が知るところとなった事実》	49
《(2) 財務諸表が発行された後に会計監査人が知るところとなった事実》	50
VI 適用時期等	52
《文例》	

I はじめに

1. 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（平成13年3月7日 独立行政法人会計基準研究会 平成27年1月27日改訂 独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会 財政制度等分科会 法制・公会計部会）（以下「独立行政法人監査基準」という。）は、平成13年に公表されて以来、平成15年には、特殊法人等から独立行政法人化する法人への対応として、区分経理に係る会計処理や連結財務諸表に係る会計基準が設定されたこと等を受け、また、平成24年には、国際監査基準における明瞭性プロジェクトへの対応として、企業会計審議会等の定める監査の基準において行われた監査報告書の記載区分及び追記情報などに係る報告区分の改訂を踏まえた見直しが行われてきた。

今回、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において会計監査人の調査権限等を明確化し、会計監査指針を見直すこととされた。また、この閣議決定を踏まえて独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。文例の箇所を除き、以下「通則法」という。）が改正（平成26年法律第66号）されたことなどを受けて、平成27年1月に独立行政法人監査基準の必要な改訂が行われたところである。

日本公認会計士協会では、独立行政法人監査基準の改訂に対応するため、公会計委員会実務指針第7号の改正を行った。

2. 本実務指針は、独立行政法人監査基準の改訂及び次の監査基準委員会報告書を踏まえ、独立行政法人監査において使用する監査報告書の文例を示している。

〈監査報告書に関連する監査基準委員会報告書〉

- ・ 監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（以下「監査基準委員会報告書700」という。）
- ・ 監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」（以下「監査基準委員会報告書705」という。）
- ・ 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」（以下「監査基準委員会報告書706」という。）
- ・ 監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」（以下「監査基準委員会報告書720」という。）
- ・ 監査基準委員会報告書560「後発事象」（以下「監査基準委員会報告書560」という。）

II 本実務指針を利用するに当たっての留意事項

3. 本実務指針は、平成23年7月8日付けで公表された当協会監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」（以下「監査・保証実務委員会実務指針第85号」という。）を参考にし、独立行政法人監査基準で求められている独立行政法人監査に特有な部分を中心に記載している。

Ⅲ 無限定適正意見を表明する場合の監査報告書の文例

1. 監査報告書の様式及び記載内容

4. 独立行政法人監査基準において監査報告書は、財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く。以下「通則法上の財務諸表」と記載する場合を除き同じ。）に対する監査意見の記載区分と、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告の記載区分に区分される。

財務諸表に対する監査意見の記載区分においては、「監査の対象」、「独立行政法人の長の責任」、「会計監査人の責任」及び「会計監査人の意見」という四つに区分して記載される（独立行政法人監査基準第6章 第5節 報告基準 第2 監査報告書の記載区分）。

利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告の記載区分においては、「監査の対象」、「独立行政法人の長の責任」、「会計監査人の責任」及び「利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告」の四つに区分して記載される（独立行政法人監査基準第6章 第5節 報告基準 第7 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告）。

また、これらの区分に記載される事項以外に日付及び署名等も監査報告書に記載される。

《(1) 表 題》

5. 監査報告書の表題を「独立監査人の監査報告書」とする。

《(2) 宛 先》

6. 監査報告書の宛先は、契約内容に応じた宛先を記載しなければならない（監査基準委員会報告書700第20項）。具体的には、監査対象となる財務諸表を作成する企業の機関設計に応じて、監査報告書の提出先を宛先とする（監査基準委員会報告書700A16項）。

独立行政法人においては、独立行政法人の長が、法人を代表し、その業務を総理することとされており（通則法第19条第1項）、独立行政法人の財務諸表等の作成の最終的な責任及び権限は、独立行政法人の長に属するものである。また、独立行政法人監査契約主体、監査委嘱者は、独立行政法人の長となっている。

上記を踏まえ、独立行政法人監査の監査報告書の宛先は、独立行政法人の長とする。なお、会計監査人は通則法第40条の規定により主務大臣に選任されることをもって、宛先を主務大臣にすることは適当ではない。

《(3) 会計監査人の署名》

7. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）において、監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表示して自署し、かつ、自己の印を押さなければならないとされている。

なお、公認会計士が会計監査人の場合は、実施した監査手続及び表明した意見に対す

る対外的責任を公認会計士個人が負うため、当該公認会計士個人の自署・押印が必要である。

《(4) 監査報告書日》

8. 監査報告書には、会計監査人が、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日よりも前の日付を付してはならない（監査基準委員会報告書700第38項）。なお、以下の点について、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない（同第38項）。

(1) 関連する注記を含むすべての財務諸表が作成されていること

(2) 認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対して責任を認めたこと

また、監査報告書の日付は、関連する審査を完了した日以降とすることになる（同A39項）。

《(5) 監査報告書の記載区分について》

9. 通則法第39条第1項は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人の監査及び会計監査報告を求めている。

10. 独立行政法人監査基準第6章第5節第2 監査報告書の記載区分 4において、「利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告については、財務諸表に対する監査とは別の区分を設けて監査報告書に記載しなければならない。」とされている。

11. ここで、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、通則法上は財務諸表を構成するものとして規定されているが、監査基準委員会報告書200第12項(9)における財務諸表の定義である「財務報告の枠組みに準拠して、過去財務情報を体系的に表したものであり、関連する注記が含まれる」に照らすと、過去財務情報を表すものではない点から、監査基準委員会報告書200における財務諸表には含まれないこととなる。また、事業報告書及び決算報告書は、通則法第38条の規定する財務諸表にも、監査基準委員会報告書200における財務諸表にも該当しない。

12. 以上より、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する監査報告は、財務諸表に対する意見とは別個の区分で、その他の報告責任として報告することが適切である（監査基準委員会報告書700第35項）。

13. 利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）については法令に適合しているかどうか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）については独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか並びに決算報告書については独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかどうかを報告することが求められている。

《(6) 財務諸表に対する意見における記載区分》

14. 独立行政法人監査基準第6章第5節第3 無限定適正意見の記載事項 2(1)では、「監査対象とした財務諸表の範囲」を記載するよう規定している。

なお、勘定別財務諸表、法人単位財務諸表及び連結財務諸表については後述する。

15. 監査の対象には、以下の事項を監査報告書に記載しなければならないこととする。
- (1) 監査対象である財務諸表を作成している独立行政法人の名称
 - (2) 財務諸表が監査されている旨
 - (3) 財務諸表の名称
 - (4) 財務諸表に関連する注記（重要な会計方針の要約及びその他の説明情報に関する事項）
 - (5) 財務諸表が対象とする日付又は期間
16. 監査の対象区分に加え、「財務諸表に対する独立行政法人の長の責任」、「会計監査人の責任」及び「監査意見」という見出しを付した区分を設けなければならない（独立行政法人監査基準第6章 第5節 第3項 2(2)から(4)）。

《(7) 利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告における記載区分》

17. 利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告において、監査の対象には、以下の事項を監査報告書に記載しなければならない。
- (1) 監査対象である利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書を作成している独立行政法人の名称
 - (2) 利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書が監査されている旨
 - (3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書が対象とする日付又は期間
18. 監査の対象区分に加え、「独立行政法人の長の責任」、「会計監査人の責任」及び「利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告」という見出しを付した区分を設けなければならない（独立行政法人監査基準第6章 第5節 第7 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告 2(2)から(4)まで）。なお、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）のいずれか一方のみしか作成されていない場合には、作成されている書類のみの名称を記載する（以下、文例を含め同様の取扱いとする。）。

《(8) 監査事務所の所在地》

19. 監査報告書には、原則として事務所所在地の記載を要しないこととするが、各会計監査人の判断により事務所所在地の記載を行うこともできるものとする。

《(9) 法規準拠性》

20. 独立行政法人に対する監査においては、会計監査人は、財務諸表が独立行政法人の財務情報等を適切に表示しているかどうかを判断する手続の一環として、法規準拠性の観点を踏まえた会計監査を実施することが求められている。具体的には「独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重

要な虚偽の表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し」監査を実施した旨を記載する。

また、財務諸表に対する監査意見の基礎には「会計監査人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる」旨を記載する（独立行政法人監査基準 第6章 第5節 第3 無限定適正意見の記載事項 2(3) 会計監査人の責任）。

以上の記載事項については、意見の表明とは明確に区分し、「会計監査人の責任」に記載する。なお、区分経理が要請されている場合も同様に取り扱う。

21. 会計監査人が本実務指針「IV 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書」により除外事項を付した限定付適正意見又は不適正意見を表明し、除外事項が財務諸表に重要な影響を及ぼす法令に準拠していない結果生じている場合には、「限定付適正意見の根拠」又は「不適正意見の根拠」において準拠していない法令等を明記する。

《(10) 利害関係》

22. 監査報告書には、利害関係の有無を記載する実質的な意味は小さいものとするが、監査・保証実務委員会実務指針第85号と同様に、本実務指針は、監査報告書に「利害関係」という見出しを付した上で利害関係の有無について記載することにした。

《(11) 監査における経済性及び効率性等の視点（監査報告書の対象外）》

23. 会計監査人は、財務諸表等監査の実施過程において、非効率的な取引等（経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引及び会計事象をいう。）を発見した場合は、軽微なものを除き、独立行政法人の長及び監事並びに独立行政法人の長を経由して主務大臣に報告を行うなど、適切に対応しなければならない。

2. 勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表に関する監査報告書

《(1) 監査の対象》

24. 監査の対象は、財務諸表に関する監査報告書と同様に記載する。

勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表に関する監査報告書の場合、監査対象とした財務諸表の範囲は、独立行政法人会計基準第100の勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表となる。勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表には、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別附属明細書、法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、法人単位附属明細書が含まれる。

また、決算報告書は、各勘定に係る決算報告書（勘定別決算報告書）が監査の対象となる。法人単位決算報告書を作成している場合は、法人単位決算報告書についても監査の対象となる。

《(2) 監査意見》

25. 監査意見については、財務諸表に関する監査報告書と同様の取扱いとなる。ただし、独立行政法人監査基準第6章 第5節 第1 基本原則 7では、「法律の要請により区分して経理し、区分した経理単位ごとに財務諸表の作成が要請されている独立行政法人の財務諸表に対する監査意見は、勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表の全ての財務諸表を監査した結果としての監査意見を表明しなければならない」とされている。したがって、会計監査人は、各勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表に対する各々の監査意見を取りまとめて表明することになる。
26. 区分経理に特有の会計処理として共通経費の配賦がある。独立行政法人会計基準注解80において「共通経費の配賦基準は、主務省令等で定められる必要がある。」とされている。この場合、共通経費の配賦基準は、独立行政法人の外部から与えられるものであるため、主務省令にすべて規定されるもののほか少なくとも主務大臣の承認を要するものであり、次のような場合が考えられる。
- ・ 主務省令で共通経費の配賦基準のすべてが規定される場合
 - ・ 主務省令で共通経費の配賦基準の主要な部分を定め、独立行政法人が具体的項目を内規で設定し、主務大臣に届け出て承認を受ける場合
 - ・ 主務省令では共通経費の配賦基準は主務大臣の承認をもって定められる旨規定し、独立行政法人が共通経費の配賦基準を内規で定め、主務大臣に届け出て承認を受ける場合

独立行政法人会計基準にあるとおり共通経費の配賦基準は主務省令等で定められる必要があり、配賦基準を外部から与えられる所与のものとして整理している。そのため、主務省令等で定められた配賦基準が、各勘定が経理すべき業務に照らして会計上合理性を欠くか否かは、会計監査人の監査対象とはならない。ただし、主務省令等で定められた配賦基準が、各勘定が経理すべき業務に照らして会計上合理性を欠くと会計監査人が判断した場合には、適時かつ積極的に独立行政法人の長又は長を経由して主務大臣に対して改善に向けての指摘を行うことが望ましい（独立行政法人監査基準第3章第1節）。

また、主務省令等で定められた配賦基準が会計上合理的であるか否かにかかわらず、主務省令等で定めた配賦基準に従っているかどうかは法規準拠性の観点で行う監査の対象となるため、主務省令等で定めた配賦基準に準拠していない会計処理が行われていた場合には、主務省令等に準拠していない旨を監査報告書において指摘する必要がある。

3. 連結財務諸表に関する監査報告書

27. 監査対象は、財務諸表に関する監査報告書に準じて記載する。なお、連結財務諸表の場合、「監査対象とした財務諸表の範囲」には、独立行政法人会計基準第110の連結財務諸表、すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が含まれる。

IV 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書

1. 除外事項付意見の類型

28. 除外事項付意見には、適正表示の枠組みの場合は、限定付適正意見、不適正意見及び意見不表明の三つの類型がある（監査基準委員会報告書 705 第 2 項、第 4 項(2)）。除外事項付意見は、除外事項付意見を表明する原因の性質と、それが財務諸表に及ぼす影響の範囲、又は及ぼす可能性のある影響の範囲が広範かどうかという会計監査人の判断によって、以下の表のように分類することができる（同 A1 項）。

除外事項付意見を表明する原因の性質	除外事項付意見を表明する原因となる事項が財務諸表に及ぼす影響の範囲、又は及ぼす可能性のある影響の範囲が広範なものかどうかという監査人の判断	
	重要だが広範でない	重要かつ広範である
財務諸表に重要な虚偽表示がある	限定付適正意見	不適正意見
十分かつ適切な監査証拠が入手できず、重要な虚偽表示の可能性はある	限定付適正意見	意見不表明

2. 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の様式と記載内容

《(1) 除外事項付意見の根拠区分》

29. 会計監査人は、除外事項付意見を表明する場合、監査報告書に、監査基準委員会報告書 700 が要求する特定の記載事項に加えて、除外事項付意見を表明する原因となる事項について記載する区分を設けなければならない（監査基準委員会報告書 705 第 15 項）。会計監査人は、この区分を監査報告書の意見区分の直前に設け、状況に応じて「限定付適正意見の根拠」、「不適正意見の根拠」又は「意見不表明の根拠」という見出しを付して記載しなければならない（同第 15 項）。

定量的な注記情報を含め、財務諸表の特定の金額に関連する重要な虚偽表示が存在する場合、会計監査人は、金額的な影響額を算定することが困難でない限り、除外事項付意見の根拠区分に、当該虚偽表示による金額的な影響額とそれに関する説明を記載しなければならない（同第 16 項）。例えば、未払金の過大表示の場合、会計監査人は、監査報告書の除外事項付意見の根拠区分に、重要な虚偽表示に関する金額的な影響額として、当期純損益及び純資産への影響額を記載することがある（同 A17 項）。会計監査人は、金額的な影響額を算定することが困難な場合、除外事項付意見の根拠区分にその旨を記載しなければならない（同第 16 項）。

30. 会計監査人は、不適正意見を表明する、又は意見を表明しない場合に、不適正意見又は意見不表明の原因となる事項以外に除外事項付意見の原因となる事項を会計監査人が識別している場合には、当該事項についてもすべて、除外事項付意見の根拠区分に、

その内容及びそれによる影響を記載しなければならない（監査基準委員会報告書 705 第 20 項）。

《(2) 意見区分》

31. 会計監査人は、除外事項付意見を表明する場合、状況に応じて「限定付適正意見」、「不適正意見」又は「意見不表明」という見出しを意見区分に付して記載しなければならない（監査基準委員会報告書 705 第 21 項）。

《(3) 限定付適正意見又は不適正意見を表明する場合における監査人の責任の記載》

32. 会計監査人は、限定付適正意見又は不適正意見を表明する場合、会計監査人の責任に関して、入手した監査証拠が監査人の除外事項付意見の基礎を得るために十分かつ適切なものであると判断した旨を記載しなければならない（監査基準委員会報告書 705 第 25 項）。

《(4) 意見を表明しない場合における監査人の責任の記載》

33. 会計監査人は、意見を表明しない場合であっても、監査報告書の冒頭において、財務諸表について監査を行った旨を記載しなければならない（監査基準委員会報告書 705 第 26 項）。

また、会計監査人は、会計監査人の責任と監査範囲について、以下の事項を記載しなければならない。

「当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。」

《(5) 勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表に関する監査報告書における取扱い》

34. 重要な虚偽表示による除外事項付意見を表明する場合の勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表に関する監査報告書については、財務諸表に関する監査報告書と同様に取り扱う。

勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表のすべてが会計監査人の監査の対象であり、意見形成における重要性の判断は、個々の勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表ごとに判断することになる。すなわち、勘定別財務諸表については、個々の勘定別財務諸表が個別に利用される可能性があることを勘案し、監査意見の形成における重要性の判断は、個々の勘定別財務諸表ごとに判断する必要がある。また、法人単位財務諸表については、勘定別財務諸表とは切り離して法人全体としての重要性の判断をする必要がある。

35. しかし、法人単位財務諸表の監査意見については、法人単位財務諸表のみの重要性だけで判断することは、国民に対して誤解を生じるおそれがあることから、慎重に対応する必要がある。ある一つ以上の勘定別財務諸表において限定付適正意見が述べられていた場合であっても、法人単位財務諸表に重要な影響を与えていない場合に無限定適正意見が述べられることは、問題ない。ただし、ある一つ以上の勘定別財務諸表において不

適正意見が述べられている際には、法人単位財務諸表では限定付適正意見又は不適正意見を付すことが必要になる。

なお、勘定別財務諸表に対する監査意見は、国民への注意喚起の意味で、除外事項を付した限定付適正意見又は不適正意見を表明する勘定別財務諸表に対する意見を最初に記載し、次にその他の適正意見を表明する勘定別財務諸表に対する意見をまとめて記載することとする。

36. 監査範囲の制約がある場合の勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表に関する監査報告書については、財務諸表に関する監査報告書と同様に取り扱う。

また、重要な虚偽表示による除外事項付意見における取扱いと同様、意見形成における重要性の判断は、個々の勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表ごとに判断する。つまり、一つ以上の勘定別財務諸表において意見を表明しないならば、法人単位財務諸表においても意見を表明しないことに留意する。

《(6) 連結財務諸表に関する監査報告書における取扱い》

37. 重要な虚偽表示による除外事項付意見を表明する場合の連結財務諸表に関する監査報告書については、財務諸表に関する監査報告書と同様に取り扱う。

V 追記情報を記載する場合の監査報告書の文例

1. 強調事項とその他の事項区分

《(1) 追記情報》

38. 監査基準の改訂に関する意見書（平成 22 年 3 月 26 日）では、「会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象、監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違などの、財務諸表における記載を前提に強調することが適当と判断した事項と会計監査人がその他説明することを適当と判断した事項について、それぞれ区分して記載することを求めることとした」と記載されており、例示されている事項のほか追記情報として記載すべきものがあるとの見解が示されているとともに、強調することが適当と判断した事項（強調事項）と説明することが適当と判断した事項（その他の事項）とを明確に区分することが、会計監査人に要求されている。

なお、区分経理が要請されている場合も、財務諸表に関する監査報告書の記載と同様に取り扱う。追記情報を記載するか否かは、専門家としての会計監査人の判断による。その記載の目的は利害関係者への情報の提供であり、監査対象である財務諸表等に関する利害関係者の判断に資するものでなければならない。

39. 追記情報を記載するか否かの重要性の判断基準を一律に示すことはできないが、実務上の一応の目安を示すならば、以下の要件に該当する場合にはそれらを追記情報として記載すべきか否かを検討することになる。

- a 独立行政法人の長が財務諸表に必要な注記を行わないとしたら、不適正意見を表明することとなるほど財務諸表に著しい影響を及ぼす事項又は事象が生じている場合
- b 財務諸表等と共に開示される情報と財務諸表の表示やその根拠となっている数値

との間に生じている相違が、財務諸表を適正とした会計監査人の判断に疑念を与えるほどの重要性がある場合

上記の結果、追記情報の記載を行う場合でも、追記情報の記載の仕方いかんによっては利害関係者に誤解を与える可能性があるため、会計監査人は追記情報の記載に当たり慎重に対処しなければならない。

《(2) 強調事項区分》

40. 会計監査人は、財務諸表に表示又は開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調して利用者の注意を喚起する必要があると判断し、かつ当該事項について財務諸表の重要な虚偽表示がないという十分かつ適切な監査証拠を入手した場合、監査報告書に強調事項区分を設けなければならない（監査基準委員会報告書 706 第 5 項）。当該区分は、財務諸表に表示又は開示された情報のみを記載するものでなければならない（同第 5 項）。

会計監査人は、監査報告書に強調事項区分を設ける場合、以下に従って記載しなければならない（同第 6 項）。

- (1) 当該区分を監査報告書の意見区分の次に設ける。
- (2) 「強調事項」又は他の適切な見出しを付す。
- (3) 当該区分に、財務諸表における記載箇所と関連付けて、強調する事項を明瞭に記載する。
- (4) 強調事項は会計監査人の意見に影響を及ぼすものではないことを記載する。

会計監査人は、例えば、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象について強調事項区分に追記する場合がある（監査基準委員会報告書 706A1 項）。

《(3) その他の事項区分》

41. 会計監査人は、財務諸表に表示又は開示されていない事項について、監査、会計監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連するため監査報告書において説明する必要があると判断した場合、「その他の事項」又は他の適切な見出しを付した区分を設けて、当該事項を記載しなければならない（監査基準委員会報告書 706 第 7 項）。

その他の事項区分の記載箇所は、記載する情報の内容によって決まり、財務諸表監査の理解について利用者の注意を喚起する場合には、意見区分の次、又は強調事項が記載されている場合には強調事項区分の次に設けられる（同 A10 項）。その他の事項区分の例としては、監査報告書の利害関係の記載が該当する（同 A5 項）。

《(4) 監査した財務諸表が含まれる開示書類のその他の記載内容について識別した重要な相違》

《① 監査報告書日の前に入手したその他の記載内容について識別した重要な相違》

42. 監査した財務諸表が含まれる開示書類のその他の記載内容に修正が必要であるが、独立行政法人の長が修正することに同意しない場合、会計監査人は、監査役（監事）等に当該事項を報告するとともに、以下のいずれかを行わなければならない（監査基準委員会報告書 720 第 9 項）。

- (1) 監査基準委員会報告書 706 第 7 項に従って監査報告書にその他の事項区分を設け、

重要な相違について記載する。

- (2) 監査報告書を発行しない。
- (3) 可能な場合、監査契約を解除する。

《② 監査報告書日の後に入手したその他の記載内容について識別した重要な相違》

43. 監査した財務諸表の修正又は訂正が必要な場合、会計監査人は、監査基準委員会報告書 560 第 9 項から第 16 項の関連する要求事項に従わなければならない（監査基準委員会報告書 720 第 10 項）。

《(5) 監査報告書における記載箇所》

44. 監査報告書に追記情報を記載する場合は、財務諸表に対する監査意見区分と利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告区分の間に「強調事項」又は「その他の事項」の見出しを付して記載する。

2. 継続企業の前提

45. 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について」（平成 15 年 7 月 4 日）の 2 では、「独立行政法人については、その制度の仕組みから、継続企業の前提に関して検討を要する状況が想定し難いことから、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準には特段の規定を置かないこととした。」とされている。
46. 継続企業の前提に関して検討を要する状況が想定し難い理由としては、長期借入、債券発行などには主務大臣の承認が必要とされるため、独立行政法人独自の資金調達から生じる継続企業の問題は生じないこと、独立行政法人においても企業同様に債務超過などの事象は発生する可能性があると考えられるが、仮に発生したとしても当該独立行政法人に対して運営費の交付その他の所要の財源措置を行うこととされ（中央省庁等改革基本法第 38 条）、独立行政法人の縮小・廃止・解散等については、別途法律で定める（通則法第 66 条）ことになるなど、独立行政法人の独自の運営上の継続企業の前提についての疑義ではなく、大臣承認など政策上の判断となるためである。そのため、監査上は、継続企業の前提に関する検討は基本的に行わず、独立行政法人の解散に関する法律等の制定や閣議決定があった場合には、独立行政法人の財務諸表上に適切な開示が行われる必要があり、二重責任の原則に基づき財務諸表に記載されている事項を対象に監査報告書上、追記情報を記載することとする。

なお、区分経理が要請されている場合も、区分経理の趣旨に鑑みて、勘定ごとに、財務諸表に関する監査報告書の記載と同様に取り扱う。

3. 後発事象

《(1) 定義》

47. 後発事象及び事後判明事実については、監査基準委員会報告書 560 において実務上の指針が提供されている。監査基準委員会報告書 560 第 4 項の用語の定義に関して、独立行政法人監査における取扱いは以下のとおりである。

- (1) 「監査報告書日」－会計監査人が、本実務指針及び監査基準委員会報告書 700 に従って、監査報告書に記載する日付をいう。
- (2) 「期末日」－財務諸表が対象とする直近の会計期間の末日をいう。
- (3) 「後発事象」－期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象をいう。
- (4) 「財務諸表の承認日」－関連する注記を含むすべての財務諸表が作成されており、認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対する責任を認めた日付をいう。

独立行政法人の財務諸表については、主務大臣の承認を受けなければならない（通則法第 38 条第 1 項）が、この承認は、会計監査人が財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断するために必要なものではない。

したがって、本実務指針において、財務諸表の承認日は、独立行政法人の長が実施した後発事象の評価期間の末日を指し、通常、経営者確認書の日付となる（監査基準委員会報告書 560A3 項）。

- (5) 「財務諸表の発行日」－監査報告書と監査した財務諸表を第三者が入手可能となる日付をいい、通常、企業に適用される法令等によって決まる（監査基準委員会報告書 560A4 項）か、場合によっては、規制当局に財務諸表を提出する日となることもある。

独立行政法人では、通則法第 38 条第 1 項において、財務諸表について各事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされている。

以上より、本実務指針において、財務諸表の発行日は、財務諸表を主務大臣に提出した日とする。

- (6) 「事後判明事実」－監査報告書日後に会計監査人が知るところとなり、監査報告書日現在に気付いていたとしたら、監査報告書を修正する原因となった可能性のある事実をいう。

《(2) 期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象》

48. 会計監査人は、監査基準委員会報告書 560 第 5 項及び第 6 項に従って実施した手続の結果、財務諸表の修正又は財務諸表における開示が要求される事象を識別した場合、これらの事象が財務諸表に適切に反映されているかどうか判断しなければならない（監査基準委員会報告書 560 第 7 項）。

4. 事後判明事実

《(1) 監査報告書日の翌日から財務諸表の発行日までの間に会計監査人が知るところとなった事実》

49. 独立行政法人の長が財務諸表を修正又は財務諸表に開示する場合、会計監査人は以下の手続を実施しなければならない（監査基準委員会報告書 560 第 10 項）。

- (1) 当該修正又は開示に関して、必要な手続を実施すること
- (2) 監査基準委員会報告書 560 第 11 項が適用される場合を除き、以下の手続を実施すること
 - ① 監査基準委員会報告書 560 第 5 項及び第 6 項の監査手続を、当該修正又は開示が追加された財務諸表に対する監査報告書日までの期間に拡大して実施すること

- ② 監査報告書を、当該修正又は開示が追加された財務諸表に対する監査報告書に差し替えること

修正又は開示が追加された差替後の財務諸表に対する監査報告書の日付は、差替後の財務諸表に係る独立行政法人の長による承認日より早い日付としてはならない。

《(2) 財務諸表が発行された後に会計監査人が知るところとなった事実》

50. 独立行政法人の長が財務諸表を訂正する場合、会計監査人は以下の手続を実施しなければならない（監査基準委員会報告書 560 第 14 項）。

- (1) 当該訂正に関して、必要な監査手続を実施すること
- (2) 財務諸表の訂正について、以前に発行した財務諸表とその監査報告書を受領したすべての者に対して伝達するために独立行政法人の長が行う対応を検討すること
- (3) 監査基準委員会報告書 560 第 11 項が適用される場合を除き、以下の手続を実施すること

- ① 監査基準委員会報告書 560 第 5 項及び第 6 項の監査手続を、訂正後の財務諸表に対する監査報告書日までの期間に拡大して実施すること。訂正後の財務諸表に対する監査報告書の日付は、訂正後の財務諸表に係る独立行政法人の長による承認日以降の日付とする。

- ② 訂正後の財務諸表に対する監査報告書を提出すること

- (4) 監査基準委員会報告書 560 第 11 項が適用される場合、第 11 項に従って、訂正後の財務諸表に対する監査報告書を提出すること

51. 会計監査人は、訂正後の財務諸表に対する監査報告書の強調事項区分又はその他の事項区分に、以前に発行した財務諸表を訂正した理由を詳細に記載している財務諸表の注記を参照し、会計監査人が以前に提出した監査報告書について記載しなければならない（監査基準委員会報告書 560 第 15 項）。

VI 適用時期等

52. 本指針は、平成 24 年 3 月 31 日以降終了する事業年度に係る監査から適用する。

53. 「公会計委員会実務指針第 7 号「独立行政法人監査における監査報告書の文例」の改正について」（平成 27 年 4 月 14 日）は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。なお、平成 27 年 3 月 31 日に終了する事業年度の監査報告においては、決算報告書に関する報告に当たり、独立行政法人の長の責任、会計監査人の責任及び決算報告書に対する報告の各区分については、「予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに」とある記載を、「予算の区分に従って」とするものとする。

《文例》

ここに掲げる監査報告書の文例は、いずれも、会計監査人が無限責任監査法人の場合で、かつ、指定証明であるときのものである。

文例 1 個別財務諸表（勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表なし。無限定適正意見）

<u>独立監査人の監査報告書</u>		平成×年×月×日
独立行政法人 ○○○○		
理事長 ○○○○ 殿		
	○ ○ 監 査 法 人	
	指 定 社 員	公認会計士 ○○○○ 印
	業務執行社員	
	指 定 社 員	公認会計士 ○○○○ 印
	業務執行社員	
		（注 1）
＜財務諸表監査＞		
当監査法人（注 2）は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 39 条の規定に基づき、独立行政法人○○○○の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注 3）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（注 4）について監査を行った。		
財務諸表に対する独立行政法人の長の責任		
独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注 3）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。		
会計監査人の責任		
当監査法人（注 2）の責任は、当監査法人（注 2）が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注 2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人（注 2）に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。		
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注 2）の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸		

表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人（注2）が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人（注2）が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人（注2）は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注3）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

当監査法人（注2）は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人〇〇〇〇の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注3）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。（注6）

利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注3）、事業報告書及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注3）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注3）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独

立の立場から報告することにある。

利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注3）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人（注2）の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注3）は、法令に適合しているものと認める。（注5）
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）（注6）は、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）① 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

○ ○監査法人

代 表 社 員
業 務 執 行 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 〇〇〇〇 印
公認会計士 〇〇〇〇 印

② 会計監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

○ ○有限責任監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 〇〇〇〇 印
公認会計士 〇〇〇〇 印

③ 会計監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

○ ○公認会計士事務所
公認会計士 〇〇〇〇 印

○ ○公認会計士事務所
公認会計士 〇〇〇〇 印

なお、本実務指針において以下同じ。

（注2） 会計監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。なお、本実務指針において以下同じ。

- (注3) 独立行政法人の作成状況に応じて、「利益の処分に関する書類(案)」又は「損失の処理に関する書類(案)」とする。
- (注4) 連結財務諸表を作成せず、財務諸表の附属明細書に関連公益法人等に関して記載している場合には、「附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。以下同じ。)」とする。
- (注5) 独立行政法人通則法第38条第1項により、独立行政法人は利益の処分又は損失の処理に関する書類を作成し、当該事業年度の終了後3か月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないが、同法第38条第2項により、財務諸表を主務大臣に提出するときは、財務諸表に関する会計監査人の会計監査報告を添付しなければならないとされているため、会計監査人が監査の対象とするのは、同法第44条第3項に基づく主務大臣の承認を受ける前の「利益の処分又は損失の処理に関する書類(案)」である。その後、主務大臣が財務大臣と協議して経営努力の認定の可否と認定額を決定するため、目的積立金への処分額を独立行政法人の提出した利益の処分に関する書類(案)と異なる額として承認する場合がある。この場合、独立行政法人は目的積立金への処分額を修正した財務諸表の再提出は行わず、また、会計監査人の監査報告書の再度の提出も要しない。なお、本実務指針において以下同じ。
- (注6) 会計監査人が交代し、後任の会計監査人が事業報告書の前事業年度以前の会計に関する部分につき報告を行わない場合には、以下とする。

【監査の対象】

「ただし、当監査法人は、第×期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第△期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。」

【事業報告書に対する報告】

「事業報告書(第×期事業年度の会計に関する部分に限る。)」

監査を実施した事業年度が2期以上の場合には、

「事業報告書(第×期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。)」

事業報告書の記載事項のうち会計に関する部分とは、会計監査の実施過程において検証し得る法人の会計帳簿の記録に基づく金額及びその金額を基礎としたその他の記載をいう。したがって、会計帳簿に基づかない数値及びその他の記載は含まれない。

なお、本実務指針において以下同じ。

文例2 勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表(無限定適正意見)

<u>独立監査人の監査報告書</u>		平成×年×月×日
独立行政法人	○○○○	
理事長	○○○○	殿

○ ○ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 ○○○○ 印
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 ○○○○ 印
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 39 条の規定に基づき、独立行政法人○○○○の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度のすべての勘定に係る勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注 7）を除く財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（すべての勘定に係る勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の

作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記のA勘定、B勘定、C勘定及びD勘定に係る各勘定別財務諸表並びに法人単位財務諸表が我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇の各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注7）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人〇〇〇〇の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の各勘定に係る利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注7）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び各勘定に係る決算報告書（注8）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注7）、事業報告書及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注7）を作成すること、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注7）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って、一定の事業等のまとま

りごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注7）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 各勘定に係る利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（注7）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 各勘定に係る決算報告書（注9）は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとめりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注7）勘定別の利益の処分に関する書類（案）と損失の処理に関する書類（案）の両方がある場合には、「利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）」とする。いずれか一方のみの場合には、独立行政法人の作成状況に応じて、「利益の処分に関する書類（案）」又は「損失の処理に関する書類（案）」とする。以下、文例について同様

（注8）法人単位決算報告書を作成している場合には、「並びに各勘定に係る決算報告書及び法人単位決算報告書」とする。

（注9）法人単位決算報告書を作成している場合には、「各勘定に係る決算報告書及び法人単位決算報告書」とする。

文例3 連結財務諸表（勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表なし。無限定適正意見）

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

独立行政法人 〇〇〇〇

理事長 〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人〇〇〇〇の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の連結財務諸表、すなわち、

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書、重要な会計方針、その他の注記及び連結附属明細書（関連公益法人等（注10）の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

連結財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表（関連公益法人等（注10）の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注10） 本文例に記載されている「関連公益法人等」とは、独立行政法人会計基準第

129 第2項及び第3項に規定する公益法人等をいう。会計監査人は関連公益法人等に関する附属明細書の記載事項のうち、独立行政法人の財務諸表で確認可能な事項については監査上の責任を有するが、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外となる（独立行政法人監査基準第3章 第2節）。

なお、附属明細書に記載する関連公益法人等の網羅性については、会計監査人の責任の範囲外となる。

文例4 連結財務諸表（区分経理が要請されている独立行政法人で、A勘定、B勘定及びC勘定のうち、A勘定及び法人単位の連結財務諸表が作成される場合。無限定適正意見）

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

独立行政法人 ○○○○

理事長 ○○○○ 殿

○ ○ 監 査 法 人

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 ○○○○ 印

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 ○○○○ 印

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人○○○○の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の連結財務諸表、すなわち、A勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。

（連結財務諸表に対する独立行政法人の長の責任、会計監査人の責任については区分経理が要請されない場合の連結財務諸表に関する無限定適正意見の監査報告書文例（文例3）と同じ。）

監査意見

当監査法人は、上記のA勘定に係る勘定別連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）及び法人単位連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が我が国にお

いて一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

除外事項を付した限定付適正意見及び不適正意見を表明する場合の監査報告書の文例（監査意見の区分）は以下のとおりである。なお、監査の対象及び財務諸表に対する独立行政法人の長の責任については無限定適正意見の監査報告書文例と同じものを記載する。

文例 5 個別財務諸表（勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表なし。重要な虚偽表示による限定付適正意見）

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、……………（以下文例 1 に同じ。）……………ことに十分留意して計画される。

監査においては、……………（以下文例 1 に同じ。）……………を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は、下記「限定付適正意見の根拠」を除き認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

限定付適正意見の根拠

独立行政法人は、……………について、……………ではなく、……………により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠していれば、……………を計上することが必要である。この結果、経常利益は〇〇百万円過大に、当期純利益及び当期総利益はそれぞれ〇〇百万円過大に表示されている。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの

状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

（監査の対象、独立行政法人の長の責任、会計監査人の責任は文例 1 と同じ。）

利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の利益の処分に関する書類（案）に及ぼす影響を除き、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の事業報告書（会計に関する部分に限る。）に及ぼす影響を除き、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の決算報告書に及ぼす影響を除き、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

文例 6 個別財務諸表（勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表なし。監査範囲の制約による限定付適正意見）

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、……………（以下文例 1 に同じ。）……………ことに十分留意して計画される。

監査においては、……………（以下文例 1 に同じ。）……………を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、……………（以下文例 5 に同じ。）……………について意見を述べるものではない。

限定付適正意見の根拠

独立行政法人は、……………している。当監査法人は、……………できなかつたため、……………について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

（監査の対象、独立行政法人の長の責任、会計監査人の責任は文例 1 と同じ。）

利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の利益の処分に関する書類（案）に及ぼす可能性のある影響を除き、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の事業報告書（会計に関する部分に限る。）に及ぼす可能性のある影響を除き、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の決算報告書に及ぼす可能性のある影響を除き、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとめりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

文例 7 個別財務諸表（勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表なし。不適正意見）

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、……………（以下文例 1 に同じ。）……………ことに十分留意して計画される。

監査においては、……………（以下文例 1 に同じ。）……………を検討することが含まれる。

当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

不適正意見の根拠

独立行政法人は、……………について、……………ではなく、……………により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠していれば、……………を計上することが必要である。この結果、経常利益は〇〇百万円過

大に、当期純利益及び当期総利益はそれぞれ〇〇百万円過大に表示されている。

不適正意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していないものと認める。

<利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

（監査の対象、独立行政法人の長の責任、会計監査人の責任は文例1と同じ。）

利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、「不適正意見の根拠」に記載した事項の利益の処分に関する書類（案）に及ぼす影響の重要性に鑑み、法令に適合していないものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、「不適正意見の根拠」に記載した事項の事業報告書に及ぼす影響の重要性に鑑み、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態及び運営状況を正しく示していないものと認める。
- (3) 決算報告書は、「不適正意見の根拠」に記載した事項の決算報告書に及ぼす影響の重要性に鑑み、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示していないものと認める。

文例8 個別財務諸表（勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表なし。意見不表明）

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

当監査法人は、……………（制約事項を記載する。）……………。

意見不表明

当監査法人は、上記の財務諸表が、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及

ばす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、財務諸表に対して意見を表明しない。

<利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

（監査の対象、独立行政法人の長の責任、会計監査人の責任は文例1と同じ。）

利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人は、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書が、「意見不表明の根拠」に記載した事項の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、報告の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対して報告を行わない。

文例9 勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表（C勘定が重要な虚偽表示による限定付適正意見、他の勘定は適正意見）

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、……………（以下文例1に同じ。）……………ことに十分留意して計画される。

監査においては、……………（以下文例1に同じ。）……………を検討することが含まれる。

当監査法人は、C勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表について、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。ただし、A勘定、B勘定及びD勘定に係る勘定別財務諸表については、無限定適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。以上の基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は、下記「限定付適正意見の根拠」を除き認められなかつたとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

限定付適正意見の根拠（C勘定）

C勘定については、独立行政法人は、……………について、……………の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に従えば……………を計上する必要がある。この結果、経常利益は〇〇百万円過大に、当期純利

益及び当期総利益はそれぞれ〇〇百万円過大に表示されている。

限定付適正意見（C勘定及び法人単位）

当監査法人は、上記のC勘定に係る勘定別財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の勘定別財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇のC勘定の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

当監査法人は、上記のC勘定に係る勘定別財務諸表と他の勘定に係る勘定別財務諸表とを基礎として作成された法人単位財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の法人単位財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

無限定適正意見（A勘定、B勘定及びD勘定）

当監査法人は、上記のA勘定、B勘定及びD勘定に係る勘定別財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇のA勘定、B勘定及びD勘定の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

（利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、決算報告書及び事業報告書についても上記を踏まえた記載を行う。以下同じ。）

文例10 勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表（C勘定が監査範囲の制約による限定付適正意見、他の勘定は適正意見）

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、……………（以下文例1に同じ。）……………ことに十分留意して計画される。

監査においては、……………（以下文例1に同じ。）……………を検討することが含まれる。

当監査法人は、C勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表について、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。ただし、A勘定、B勘定及びD勘定に係る勘定別財務諸表については、無限定適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、……………（以下文例9に同じ。）……………について意見を述べるものではない。

限定付適正意見の根拠（C勘定）

C勘定について、独立行政法人は、……………している。当監査法人は、……………できなかつたため、……………について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。

限定付適正意見（C勘定及び法人単位）

当監査法人は、上記のC勘定に係る勘定別財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の勘定別財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇のC勘定の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

当監査法人は、上記のC勘定に係る勘定別財務諸表と他の勘定に係る勘定別財務諸表を基礎として作成された法人単位財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の法人単位財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

無限定適正意見（A勘定、B勘定及びD勘定）

当監査法人は、上記のA勘定、B勘定及びD勘定に係る勘定別財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇のA勘定、B勘定及びD勘定の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

文例11 勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表（C勘定が不適正意見、他の勘定は適正意見）

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、……………（以下文例1に同じ。）……………ことに十分留意して計画される。

監査においては、……………（以下文例1に同じ。）……………を検討することが含まれる。

当監査法人は、C勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表について、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。ただし、A勘定、B勘定及びD勘定に係る勘定別財務諸表については、無限定適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この無限定適正意見表明の基礎には、……………（以下文例1に同じ。）……………について意見を述べるものではない。

不適正意見の根拠（C勘定）

C勘定において、独立行政法人は、………について、………ではなく、………により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に従えば………を計上することが必要である。この結果、経常利益は〇〇百万円過大に、当期純利益及び当期総利益はそれぞれ〇〇百万円過大に表示されている。

不適正意見（C勘定及び法人単位）

当監査法人は、上記のC勘定に係る勘定別財務諸表が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の勘定別財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇のC勘定の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していないものと認める。

当監査法人は、上記のC勘定に係る勘定別財務諸表と他の勘定に係る勘定別財務諸表とを基礎として作成された法人単位財務諸表が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の法人単位財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していないものと認める。

無限定適正意見（A勘定、B勘定及びD勘定）

当監査法人は、上記のA勘定、B勘定及びD勘定に係る勘定別財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇のA勘定、B勘定及びD勘定の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

文例12 勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表(C勘定につき意見不表明、他の勘定は適正意見)

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、C勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表について、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。ただし、A勘定、B勘定及びD勘定に係る勘定別財務諸表については、無限定適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この無限定適正意見表明の基礎には、………（以下文例1に同じ。）………について意見を述べるものではない。

意見不表明の根拠（C勘定）

当監査法人は、……………（制約事項を記載する。）……………。

意見不表明（C勘定及び法人単位）

当監査法人は、上記のC勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表が、「意見不表明の根拠」に記載した事項の勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、C勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表に対して意見を表明しない。

無限定適正意見（A勘定、B勘定及びD勘定）

当監査法人は、上記のA勘定、B勘定及びD勘定に係る勘定別財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇のA勘定、B勘定及びD勘定の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

文例13 連結財務諸表（勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表なし。重要な虚偽表示による限定付適正意見）

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、……………（以下文例3に同じ。）……………監査を実施することを求めている。

監査においては、……………（以下文例3に同じ。）……………検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

独立行政法人は、……………について、……………ではなく、……………により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠していれば、……………を計上することが必要である。この結果、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益及び当期総利益はそれぞれ〇〇百万円過大に表示されている。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇及び特定関連会社の財政状態、運

営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

文例14 連結財務諸表（勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表なし。監査範囲の制約による限定付適正意見）

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、……………（以下文例3に同じ。）……………監査を実施することを求めている。

監査においては、……………（以下文例3に同じ。）……………検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

独立行政法人は、……………している。当監査法人は、……………できなかったため、……………について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

文例15 連結財務諸表（勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表なし。不適正意見）

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、……………（以下文例3に同じ。）……………監査を実施することを求めている。

監査においては、……………（以下文例3に同じ。）……………検討することが含まれる。

当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

不適正意見の根拠

独立行政法人は、……………について、……………ではなく、……………により計上

している。我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠していれば、……………を計上する必要がある。この結果、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益及び当期総利益はそれぞれ〇〇百万円過大に表示されている。

不適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないものと認める。

文例16 連結財務諸表（勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表なし。重要な監査手続を実施できなかったことにより意見を表明しない場合）

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

当監査法人は、……………（制約事項を記載する。）……………。

意見不表明

当監査法人は、上記の連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、連結財務諸表に対して意見を表明しない。

文例17 連結財務諸表（勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表なし。一部の特定関連会社の監査が実施できなかったことから意見を表明しない場合）

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

当監査法人は、一部の特定関連会社（関連会社）からの十分な協力が得られなかったことにより、連結財務諸表作成の基礎となる特定関連会社（関連会社）の財務諸表、概要、財務状況、基本財産等の状況、独立行政法人との取引の状況の記載については、監査報告書作成日までに監査のために必要な資料を入手できなかった。このため、上記の連結財務諸表に対する意見表明のための基礎を得ることができなかった。

意見不表明

当監査法人は、上記の連結財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、連結財務諸表に対して意見を表明しない。

文例18 追記情報の文例

監査意見

当監査法人は、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

注記事項××に記載されているとおり、・・・・・・・・。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<利益の処分又は損失の処理に関する書類(案)、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対する報告>

・・・

文例19 継続企業の前提に関する追記情報の文例

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、独立行政法人は〇〇法×条により平成×年×月×日に廃止されることになっている。当該状況に対する法令等は当該注記に記載されている。財務諸表は、〇〇法△条の規定に基づき、継続企業を前提として作成されており、廃止されることによる影響を財務諸表には反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

(注) 強調事項区分の要求事項を含む監査基準委員会報告書

強調事項区分を設けるか否かは個々の状況に応じて判断されるものであり、監査基準委

員会報告書 560「後発事象」や同 570「継続企業」に限定されないことに留意する。

文例20 財務諸表に重要な影響を及ぼす法令に準拠せず除外事項を付した限定付適正意見の文例

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、……………（以下文例1に同じ。）……………ことに十分留意して計画される。

監査においては、……………（以下文例1に同じ。）……………を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、……………（以下文例5に同じ。）……………について意見を述べるものではない。

限定付適正意見の根拠

独立行政法人は、（具体的な法令等を記載する。）に違反し、……………について、……………の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に従えば……………を計上する必要がある。この結果、経常利益は〇〇百万円過大に、当期純利益及び当期総利益はそれぞれ〇〇百万円過大に表示されている。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人〇〇〇〇の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

以 上